

株式会社 FMC 次世代法・女性活躍推進法に基づく

一般事業主行動計画

<一般事業主行動計画の公表について>

弊社は、男女問わずワークライフバランスのとれた働き方ができる職場環境の整備を実現するために「一般事業主行動計画」を公表する。

1. 計画期間 2021年4月1日～2026年3月31日

2. 目標と対策

■ 次世代法

目標1：会社に在籍しながら安心して育児・介護ができるよう規定を整備し運用を徹底する。

<対策>

育児・介護休業規定にて、育児の際に安心して休暇の取得ができるように制度を整備し、周知を行う。

育児・介護休業規定は、各営業所に設置していつでも閲覧できるようにし、育児・介護休業規定に該当する従業員に対して会社は積極的に制度の案内をする。

目標2：子どもを育てる労働者は、始業・終業時刻の繰り上げ又は繰り下げを行うことができる。

<対策>

育児・介護規定にて育児短時間勤務の制度を設け、対象者は制度の利用を可能とする。

■ 女性活躍推進法

目標 1：正社員に占める女性割合を 20%以上にする。

<対策>

採用選考基準を見直し、採用活動においても女性の応募者が増えるような求人におけるアプローチを行う。

年次有給休暇取得の促進の取り組みを周知する。

■

目標 2：正社員の有給取得率を 90%以上にする。

<対策>

全社員一斉に有給休暇を取得する日を設けて、有給休暇取得を促進する。

有給休暇付与後半年経って有給休暇取得日数が 5 日に満たない人には、会社が有給休暇取得を促す。

以上